

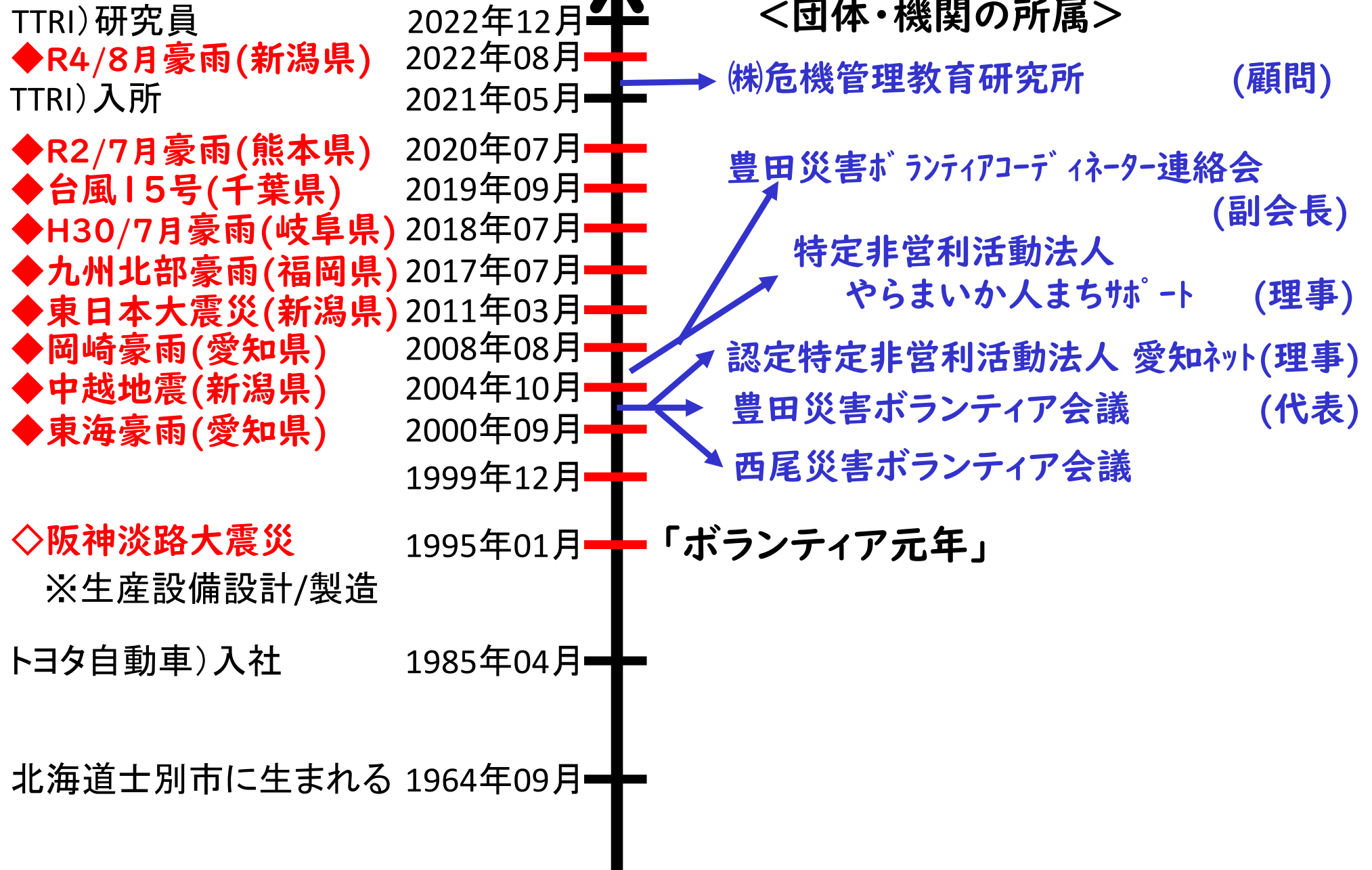
第127回 豊田まちと交通勉強会 (2022/12/21)

災害復興における NPO・ボランティアの位置付け

～ひとりのボランティアが感じる違和感～

公益財団法人 豊田都市交通研究所
高桑

「高桑の年表」



ボランティアとは何者？



特定非営利活動法人

日本ボランティアコーディネーター協会

Japan Volunteer Coordinator Association

ボランティア(volunteer)の語源は、ラテン語の「volo」(ウォロ)。
これは、「**自分から進んで～する**」「**喜んで～する**」という意味があります。
つまり、「自発性」がそのもっとも中心となる性格だということです。

当たり前のように思われるでしょうが、実は、日本で「ボランティア推進」が語られるとき、
肝心の「自発性」や「主体性」の重要性がないがしろにされることがあります。
たとえば「良いことだから、子ども達全員にやらせよう」という発想を持つ人もいます。
しかし、**ボランティア活動がもつ最大のチカラは、「私」発**であること。
つまり、自分自身が気になること、好きなこと、得意なこと、あるいは憤りを感じること、
放っておけないと思うこと…**そこからスタートすること**に大きな**意味がある**
のです。

ボランティアとは何者？



特定非営利活動法人

日本ボランティアコーディネーター協会

Japan Volunteer Coordinator Association

鈴木 元理事

ボランティア活動の基本要件

自主性

やる気

社会性

世直し

無償性

手弁当

災害復興における NPO・ボランティアの位置付け



ボランティア
とは何者？

時代により
定義が変化

ボランティアとは何者？



2022.10

社会生活基本調査でボランティア活動が調査項目になったのは、ボランティア国際年となった2001年から。

それ以前は「社会的活動」(報酬を目的としないで、自分の労力、技術、時間を提供して地域社会や個人・団体の福祉のために行っている活動)を調査してきた。

もっとも、この調査には**重大な問題がある**。

ボランティア活動の範疇から**「市民運動、権利主張や政策提言型の運動」などを除外**していることだ。

06年調査から「『自分を含む社会のための活動』の色彩が強いものは除く」として、市民運動などが除外された。この背景には、01年に**改正された学校教育法などで「ボランティア活動など社会奉仕体験活動」という文言**が使われ、**ボランティア活動を奉仕活動の中に含むものという偏った整理**をするようになった影響があるのかもしれない。

ボランティアとは何者？



06年調査から

「『自分を含む社会のための活動』の色彩が強いものは除」くとして、市民運動などが除外された。

この背景には、01年に改正された**学校教育法**などで

「ボランティア活動など**社会奉仕体験活動**」という文言が使われ、ボランティア活動を**奉仕活動の中に含むもの**という偏った整理をするようになった影響があるのかもしれない。

災害復興における NPO・ボランティアの位置付け



ボランティア

とは何者？

政治

~~時代~~により

定義が変化

ボランティアとは何者？



特定非営利活動法人

日本ボランティアコーディネーター協会

Japan Volunteer Coordinator Association

鈴木 元理事

自主性 やる気
社会性 世直し ≠ 「奉仕」
無償性 手弁当

『広辞苑』

- ① つつしんでつかえること
- ② 献身的に国家・社会のためにつくすこと
『社会奉仕』
- ③ 商人が客のために特に安価に売ること

「奉仕」 戦前教育？

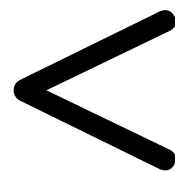
『広辞苑』

- ① つつしんでつかえること
- ② 献身的に国家・社会のためにつくすこと

『社会奉仕』

- ③ 商人が客のために特に安価に売ること

自主性
(個人)



体制
(組織)

災害復興における NPO・ボランティアの位置付け

～ひとりのボランティアが感じる違和感～

災害復興支援の中の
ボランティア活動にも「奉仕」を強要

『社会奉仕/広辞苑』

② 献身的に国家・社会のためにつくすこと

災害対策基本法

1995年改正・追加

第8条2項

国及び地方公共団体は、災害の発生を
予防し、又は災害の拡大を防止する
ため、特に次に掲げる事項の実施に
勤めなければならない。

13 ボランティアによる

防災活動の環境の整備

→程よい距離感

災害対策基本法

2013年改正・追加

第5条の3

国及び地方公共団体は、ボランティア
による防災活動が災害時において
果たす役割の重要性に鑑み、
その自主性を尊重しつつ、
ボランティアとの連携に
勤めなければならない。

→積極的な接近 & 利用

災害対策基本法

2013年改正・追加

第5条の3

国及び地方公共団体は、ボランティアによる防災活動が災害時において果たす役割の重要性に鑑み、その自主性を尊重しつつ、ボランティアとの連携に勤めなければならない。

Q.ボランティアの登場は？

「期待」されている？

「あて」にされている？

「期待」する

HOPE

希望

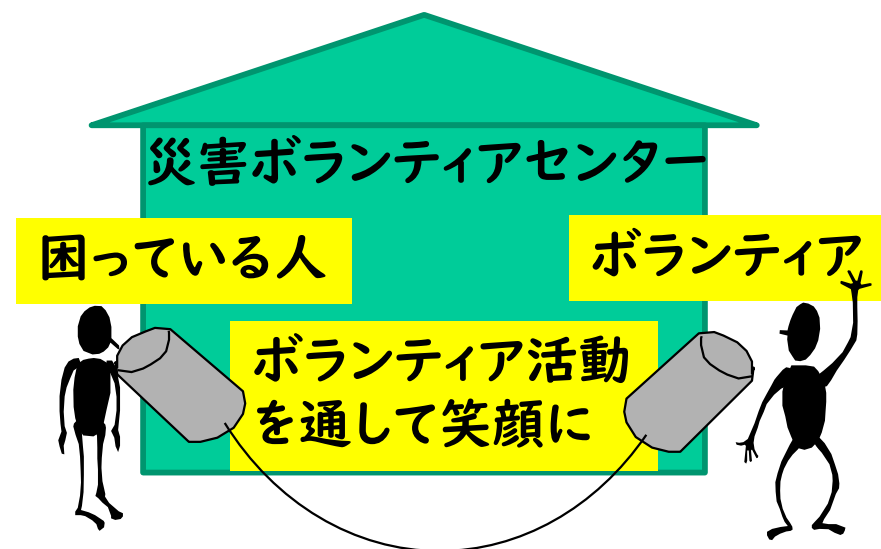
無くてもOK。

「あて」にする

Count on

頭数に入れる

無くては困る!!



Q. 「来週もお願いします」は？

「期待」している？

「あて」にしている？

高桑の問題提起)

「期待」するのはそちらの「勝手」。

しかし、

自分達には「生活」がある。

「無理」はできない。

「あてにする」なら、それに見合う

「活動資金等支援制度」が必要。

第127回 豊田まちと交通勉強会 (2022/12/21)

END